

武蔵岡中学校部活動のきまり

小中一貫ゆくのき学園
生活指導部

1. 部活動の意義

- (1) 活動を通して心と身体をきたえる。知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」をつける。
- (2) 児童・生徒の自主性を育てる。自分たちで考え、主体的に活動することにより自治力をつける。
- (3) 5年生から9年生までの幅広い年齢層による共同の活動をとおして、先輩後輩の縦のつながりを経験し、**先輩は手本となるような行動をとり、後輩は謙虚に先輩の指導を受ける姿勢**を身につける。
- (4) 入部は十分検討をしたうえで、活動日には可能な限り、**休まず参加することを目標**とする。
※小学生も中学生と同じ気持ちで参加することが当然であるという感覚で活動にのぞむ。

2. 活動時間

- (1) 部活動の最終下校時間
原則：17時00分 ※小学生の活動時間については顧問に確認してください。
- (2) 土曜日、日曜日の活動時間は、顧問の先生が決定する。
- (3) 原則として、**定期考査の1週間前から考査終了前日まで活動を中止する**。(最終日は活動可)
なお、目前に試合や発表会等を控えてやむを得ないと考えられる場合は、学校長の許可を得て、特別に活動を認めることもある。
- (4) 朝練習は、顧問の先生、学校長が認めた場合に限り行うことができる。なお、活動は顧問の先生がいるときに行う。

3. 入部・退部

- (1) 顧問に入部の希望を伝え、仮入部カードを受け取り、仮入部(3日以上)を実施する。
 - (2) 入部が認められ場合は、入部届を顧問に提出する。
 - (3) 中途退部を希望する場合は、担任・顧問と相談の上、顧問に退部届をもらう。
 - (4) 所定の退部届を顧問に提出し受理された時点で認められる。
- *新年度から部活の継続を希望しない場合は、顧問に相談のうえ、退部届提出の必要はない

4. 活動上のきまり

- (1) 活動前
 - ①活動の有無を職員室前ホワイトボードで確認する。
 - ②午前授業で家から弁当を持参した時は、決められた場所とする。**缶・ビン類は持ってこない**。
昼食場所のゴミは必ず持ち帰る。
 - ③昼食を除いて、**活動中及び活動前後の水分補給以外の飲食(ガム、あめなども含む)は一切禁止する**。
 - ④定められた場所で更衣を済ませ、直ちに活動場所で用具を準備する。
男子は基本的に2階更衣室、女子は3階更衣室で行う。
※教室、更衣室および昇降口に荷物は置いておかない。
 - ⑤**携帯電話の使用については、通常の学校生活同様のルールとする**。
※必要な場合は、顧問に許可を得て使用を可能とするが、継続して必要になった場合は、学校へ携帯使用申請書を提出することとする。

(2) 活動中

- ①活動は決められた場所で行い、活動場所以外は使用しない。
- ②運動部に属している生徒で、**体育の授業を見学した場合や授業中に保健室で休んだ日の活動は、顧問の指示により、その日が活動は認められないことがある。**
- ③部活動のときだけ着用が認められている服装（エフォーム、練習着等）で体育の授業や学校生活での活動（掃除等）を行わない。
- ④**施設・用具を破損した時、事故が生じた時、怪我をした場合**は直ちに顧問の先生に報告する。
- ⑤荷物等は活動場所に保管する。

(3) 活動後

- ①活動終了後の**後始末(清掃、用具の整理・整頓、消灯、戸締まり)**は責任をもってきちんと行う。
- ②活動終了後は教室に戻らず、それぞれの場所で更衣し、荷物を持って下校する。
- ③更衣室には個人の私物等、何も置いておかないこと。
- ④速やかに下校し、**下校途中の立ち話し、買い食い、寄り道は絶対にしない。**

(4) その他

- ①再登校について
 - ・先生たちの職員会議・校内研修会がある場合
 - 給食なしの時は顧問の指示した時間に再登校とする。
 - 給食ありの時は会議・研修終了まで指定された場所で学習待機とする。
 - ・携帯電話を預けている生徒は、**部活動終了後に職員室に取りに行く。**
- ②対外試合（遠征）について
 - ・**対外試合や遠征は「武蔵岡中学校」という名(看板)を背負って集団で行動していることを忘れないこと。**
 - ・また、各種目・分野でも会場のルールに従い活動する。
 - ・自転車を使用した移動は、安全面に考慮し、禁止とする。
 - ・対外試合・遠征の行き帰りまでが活動であることをわすれない。
(不要物を持参しない。交通手段を使用するときには周囲に迷惑をかけることがないように注意すること。)
 - ・友達を応援する場合は**その部の顧問の先生に許可を得て、制服または学校指定のジャージを着用し、普段の学校生活に準じた態度で応援する。**
- ③下記の示す行動をとった場合、活動の停止、その後の参加の不許可、もしくは退部もある。
 - ・学校施設・用具などの故意に破損した場合。
 - ・顧問の指示に従わなかった場合。
 - ・中学生としてふさわしくない行動や態度、言葉遣いをとった場合。
 - ・その他、参加を不相当と認めるに十分な理由があるとき。
 - ・部活内にて金銭のトラブルが起こった場合。
- ④きまりに違反した部は職員会・顧問会で審議し、休部、活動停止などを行うことがある。
- ⑤長期休業中の活動については別に定める。

以上のきまりをしっかりと守り、

一生に一度しかない有意義な部活動ライフを満喫しましょう。